

久留米市在住のひとり親家庭の親と子の高卒認定試験合格を応援します！

高卒認定試験合格支援事業のご案内

◆ 「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」とは

ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るため、より良い条件での就業や転職を支援することを目的として、高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親、又はその子が、高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の一部を助成する制度です。



◆ 対象者

久留米市にお住まいで、20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の親、又はその子であって次の全てを満たす方。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している方は対象となりません。

- ・ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にある方
- ・高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められる方
- ・過去に同様の給付金を受けていない方

◆ 対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）

※ ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本制度の対象となりません。

◆ 給付金の内容

① **受講開始時給付金**：受講を開始した際に支給

受講費用の**3割**に相当する額

（上限7万5千円。ただし、その額が4千円以下の場合は支給はありません。）

② **受講修了時給付金**：受講修了後に支給

受講費用の**4割から①を差し引いた額**

（①と合わせて上限10万円。ただし、その額が4千円以下の場合は支給はありません。）

③ **合格時給付金**：受講修了日後2年内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

受講費用の**2割**に相当する額（①、②と合わせて上限15万円）

◆支給を希望される方は、受講開始前に必ず事前相談が必要です。詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 久留米市役所 子ども未来部 家庭子ども相談課（16階）

高卒認定試験合格支援事業担当 電話 0942-30-9063

◆必要な手続きの流れ

★申請の前に（事前相談）

支給を希望される方は、事前相談が必要です。**講座申し込みの前に、窓口で事前相談を受けてください。**（受講を希望する講座のパンフレットをご持参ください。生活状況、資格取得、就職の希望等のお話を伺いします。）

★講座の指定申請

事前相談を終えた方は、**講座申し込みの前に、必要な書類をそろえて講座の指定申請手続をしてください。**

<指定申請に必要なもの（下記以外の書類が必要になる場合もあります）>

1. 講座指定申請書（窓口にあります）
2. 申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
3. 世帯全員の住民票の写し（本籍・続柄が記載されたもの）
4. 申請者の児童扶養手当証書の写し又は所得証明書（※ただし、8月～10月に申請する場合は所得証明書（又は所得確認同意書の記入・押印）が必要）
5. 受講する講座のパンフレット等（講座名、学校名、金額等がわかるもの）
6. （免除科目がある場合）科目合格証明書又は単位習得証明書等の試験を免除できる科目を証明する書類

講座の指定決定

↓ 決定後、講座指定決定通知書をお送りします。学校で受講の手続きをしてください。

講座の受講開始

↓ 指定された講座を受講してください。

※やむをえず途中で受講中止された場合は、家庭子ども相談課へご連絡ください。

★受講開始時給付金の申請

受講開始から30日以内に、受講開始時給付金の申請手続をしてください。

<支給申請に必要なもの（下記以外の書類が必要になる場合もあります）>

1. 支給申請書（窓口にあります）
2. 申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
3. 世帯全員の住民票の写し（本籍・続柄が記載されたもの）
4. 申請者の児童扶養手当証書の写し又は所得証明書（※ただし、8月～10月に申請する場合は所得証明書（又は所得確認同意書の記入・押印）が必要）
5. 講座指定通知書（市が発行したもの）の写し
6. 指定講座の入学料及び授業料の領収書の写し（学校が証明し発行したもの）

※上記の2、3、4の書類は、講座指定申請時の書類で確認できる場合、省略できます。

受講開始時給付金の支給決定

支給決定後、支給決定通知書及び市指定の請求書をお送りします。

請求書の提出 ⇒ 指定口座へ給付金の振込み

★受講修了後・受講修了時給付金の申請

受講修了後、30日以内に受講修了時給付金の申請手続をしてください。

<支給申請に必要なものは、別途ご案内します。>

★全科目合格後・合格時給付金の申請（受講修了日から2年以内に合格した場合）

合格証書の記載日から40日以内に合格時給付金の支給申請手続をしてください。

<支給申請に必要なものは、別途ご案内します。>